

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税7) (法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)(地方税6) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 国税 (ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入 (法人設立後 10 年間) <p>イ 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・ 1,000 万円を超える建物等 8%、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・ 法人税額の 20%が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制 (所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者 (=指定会社) へ投資を行った個人に対する租税特別措置 <p>(7) 指定会社へ投資した年 (a と b は選択制)</p> <p>a 「投資額-2,000 円」を総所得金額から控除</p> <p>b 投資額を他の株式譲渡益から控除</p> <p>(イ) 指定会社の株式を売却した年</p> <p>売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算 (繰越 3 年)</p> <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する (自動連動)。 <p>(3) 上記の適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を 5 年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興特別措置法 第 57 条、第 57 条の 2 ・ 租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 41 条の 19、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27、第 68 条の 63 ・ 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第

		<p>39 条の 43、第 39 条の 56、第 39 条の 90</p> <p>・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 14、第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 11、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 18、第 22 条の 26、第 22 条の 37、第 22 条の 61</p>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 33 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済金融活性化特別地区（以下「経金特区」という。）を創設 ・ 金融特区を廃止
7	適用又は延長期間	5年間(平成 29 年度～平成 33 年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区 （経済金融活性化特別地区の指定） 第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 2～5（略）</p> <p>（経済金融活性化特別地区における事業の認定） 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4（略）</p>

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)

II 沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。

III 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1) 観光・リゾート産業

沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。

このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。

また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。

(2) 情報通信関連産業

情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。

このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。

(5) 金融業及び金融関連業

金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。

このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。

(6) 農林水産業

沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地

			<p>域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、台風等の自然災害や病虫害被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>																																																						
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>																																																						
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年度 進出後に税制を活用した企業数 22社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、金融業や製造業をはじめとする多様な産業において、企業進出を促進し、当該企業の事業規模拡大や雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、特区内で金融業や製造業、情報通信業等「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」の集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成を推進していく。</p>																																																						
9	有効性等	① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況(適用件数及び適用額) 国税及び地方税の特例措置の適用状況 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度(見込)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別償却(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>エンジェル税制(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>エンジェル税制(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税(法人税)について、平成26年度の適用実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書。平成27年度(見込)の適用実績は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※平成26年度の地方税(法人住民税、事業税)の</p>	項目	H26年度		H27年度(見込)		件数	金額	件数	金額	所得控除(法人)	0	0	1	6	投資税額控除(法人)	0	0	1	69	特別償却(法人)	0	0	0	0	特別償却(所得)	-	-	-	-	エンジェル税制(法人)	0	0	0	0	エンジェル税制(所得)	-	-	-	-	法人住民税	0	0	-	-	個人住民税	-	-	-	-	事業税	0	0	-	-
項目	H26年度		H27年度(見込)																																																						
	件数	金額	件数	金額																																																					
所得控除(法人)	0	0	1	6																																																					
投資税額控除(法人)	0	0	1	69																																																					
特別償却(法人)	0	0	0	0																																																					
特別償却(所得)	-	-	-	-																																																					
エンジェル税制(法人)	0	0	0	0																																																					
エンジェル税制(所得)	-	-	-	-																																																					
法人住民税	0	0	-	-																																																					
個人住民税	-	-	-	-																																																					
事業税	0	0	-	-																																																					

適用実績は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。

※事業税には地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「－」と記載。

※ 今後は、平年度、所得控除 5 千万円、投資税額控除 7 千万円の適用額を見込む(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算)。

適用実績が僅少な理由

税制上の優遇措置をインセンティブに、特区内への企業の進出が進んでいるが、中小企業白書 2014 において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要するため、これまでは活用実績が少ない結果となっている。制度創設以降、新たに 14 社が進出し、そのうち 5 社(平成 28 年 7 月末現在)が所得控除に係る事業認定を受けており、今後、当該企業の事業活動が軌道に乗り黒字化していくことで活用が増えていくことが見込まれる。

なお、これまではセミナーや広報を通じて、沖縄県内外の企業や業界団体等に広く制度内容の周知を行い一定の成果をあげてきたが、今後は制度内容の詳細な理解を一層浸透させていくことが重要。そのため、セミナーの開催や広報活動に加えて、税理士や個別企業訪問を積極的に実施していくことで、きめ細かい周知に努めていきたい。

<参考：事業認定の状況>

(単位：件)

項目	H26 年度		H27 年度	
	新規	累計	新規	累計
認定法人数	2	2	2	4
金融関連産業	1	1	1	2
情報通信関連産業	1	1	0	1
観光関連産業	0	0	0	0
農業・水産養殖業	0	0	0	0
製造業	0	0	1	1

※平成 28 年度は 1 社(情報通信関連企業)の事業認定済み。

② 減収額

(平成 26 年度制度創設後の減収額実績)

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
減収額	0	70

(平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成 27 年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査。)

※今後は、平年度 87 百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況

※平成 26 年度税制改正要望では、所期の目標を設定していなかったが、平成 27 年度の数值は及び平成 33 年度までの見込値は以下の通りである。

(単位:社、人)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	0	2	8	10	15	18	20	22
雇用者数	-	34	136	170	255	306	340	374

※平成 27 年度(見込)の活用企業数は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

※平成 27 年度の実績を勘案し、1企業当たり 17 名の雇用と仮定する(34 名/2 社)。

2. 租税特別措置等による直接的な効果

本税制は、企業が特区内に進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、名護市で税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち 43%が沖縄の特区地域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。

なお、平成 26 年度に制度を創設したことで立地促進の効果が高まり、特区内への企業進出を押し上げる効果があった。例えば、特区内の情報・金融関連企業は、平成 20 年度から平成 25 年度までは年平均約 4.2 社のペースで企業が進出していたが、平成 26 年度と平成 27 年度で新たに 14 社が進出し、本制度の対象地域が沖縄県名護市のみであることに鑑みると、十分な進出促進効果があったものと考えられる。

<参考: 沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果>

・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合

(単位:人、%)

項目	割合
①沖縄振興税制	43%
②行政の支援が充実	14%
①②を含め総合的に判断	14%
その他	29%

※回答者 14 名

3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。

上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成 26 年度に制度を創設した結果、沖縄県内への企業進出数も増加傾向にあり、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。

本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことで、

			<p>沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていききたい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで34名の雇用が新たに生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を約2億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による7千万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数: 34人 ・沖縄県の労働生産性: 6,057,565円 →県内総生産の押し上げ効果: 約2億円 <p style="text-align: center;">※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、上述のとおり、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄における経済金融の拠点形成の観点から減収是認にたる効果のある施策と考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るために集積を促進しようとする産業(金融業、情報通信産業、農業漁業、観光業、製造業等)を対象とするものであって、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

経済金融活性化特別地区における減収額・適用見込み(試算)

○経済金融活性化特別地区における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	事業 認定 (累計) 件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額 合計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 年度	4	1	6	1	1	69	0	0	0	70
合計		1	6	1	1	69	0	0	0	70
年平均		1	3	1	1	35	0	0	0	35
1 件あたりの 適用額		6			69		0			
28 年度 (見込み)	6	3	20	5	5	44	0	0	0	0
1 件あたりの 適用額		7			9		0			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度、平成 28 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 27 年度は 23.4%として試算。

2. 立地企業数

(単位: 件、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	209	218	617
増加数	19	9	28
増加率	10.0%	4.3%	4.8%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①: 試算に当たっては、平成 28 年度(見込み)の数値等を採用する。

※平成 26 年度創設であり、創設当初は制度が十分浸透していないことから、比較的制度が浸透している直近年度を試算に用いる。

仮定②: 1 年度あたり、立地企業が 4.8%(過去 2 年間の増加率)増加する。

仮定③: 事業認定については、平成 28 年度に 2 件、平成 29 年度に 2 件見込んでいることから、年 2 件のペースで増加する。

仮定④: 認定企業については、認定の翌々年から所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する

可能性が高いため。

仮定④: 所得控除 1 件当たりの適用額は7百万円とする。

※ 所得控除額 20 百万円 ÷ 所得控除件 3 件 = 7百万円

仮定⑤: 立地企業が投資税額控除を適用する割合は 2.2%とする。

※ 投資税額控除件数 5 件 ÷ 立地企業数 228 = 2.2%

仮定⑥: 仮定⑤で算出した企業数は平成 29 年度以降、周知の効果によって増加(平成 29 年度 21.3%、平成 30 年度 42.6%、平成 30 年度以降 63.9%)する

※ 名護市におけるアンケート調査結果から、投資をした企業で本制度を知らなかったために適用できなかった企業が 39%であったため、十分な周知を行えば投資税額控除の適用数が増加すると思われる。39%に周知したとした場合の企業の増加率は 63.9%であるため、平成 29 年度から 3 年間かけて周知すると仮定している。

仮定⑦: 投資税額控除 1 件当たりの適用額は 9 百万円とする。

※ 投資税額控除額 44 百万円 ÷ 投資税額控除件数 5 件 = 9 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位: 件、百万円)

年度	推計 企業数	事業認 定	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	① 件数	② 件数	③ 件数	④ 適用額 (③×7)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×2.2%× 増加率)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×9)	
平成 28	228	6	3	20	5	5	44	49
平成 29	239	8	4	28	7	6	54	61
平成 30	250	10	6	42	10	9	81	91
平成 31	262	12	8	56	13	10	90	103
平成 32	275	14	10	70	16	10	90	106
平成 33	288	16	12	84	19	10	90	109
合計			43	300	70	45	449	519
平年度			<u>7</u>	<u>50</u>	<u>11</u>	<u>9</u>	<u>75</u>	<u>87</u>

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。